



議案第九十六号

荒尾地区農道整備事業の計画概要を定めることについて

荒尾地区農道整備事業の計画概要を定めるに於いて、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第二項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十八年九月二十九日

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四十八年九月二十九日

原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

土地改良事業計画の概要

(1) 事業の目的

当地区の耕地面積は、4haで、26戸の農家が受益する地区である。尚当地の農道は未整備のため大型農業機械及び自動車の乗り入れが不可能な状況であり、これを改修し労力節減を図り、農業経営の近代化することを目的とする。

(2) 事業実施に係る地域の所在及現況

(イ) 地域の所在

東伯郡三朝町大字三朝地内

(ロ) 現況

米作の単作地域が主で、サービス業等を兼業とした農家が大半である。

(3) 事業の基本計画

(1) 一般計画

延長508m、全幅員40mの砂利道を施工する。

(2) 工事の予定時期

昭和48年10月から昭和49年3月まで

(4) 工事または管理の要領

工事の施工方法

請 負

管理の方法

受益者において維持管理する。

(5) 費用の概算

事業費 5,100,000円、地元負担金 2,040,000円、反当り負担額 54,000

円以内とする。

(6) 事業の効果

年間労力節減額 240,000円

(7) 他事業との関係

な し

(8) 計画概要図

別 記 の と お り